

## 第 1 1 回山口県人権施策推進審議会議事録

注 1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注 2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成 29 年 6 月 9 日(金) 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

○開催場所：県庁共用第 2 会議室（本館棟 4 階）

事務局 定刻になりましたので、ただいまから「第 1 1 回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

まず、配付資料についての御確認をお願いします。配付資料を一覧にしておりますので、不足があればお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部長の佐伯彰二がごあいさつを申し上げます。

環境生活 皆様、こんにちは。

部長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、皆様には、このたび、委員の御就任をいただきましたこと、そして、本日は、大変お忙しい中、審議会に御出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

県では、「山口県人権推進指針」に基づき、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向けて、人権に関する様々な施策を総合的に推進しているところです。

こうした中で、私ども環境生活部は、県の人権施策の総合調整を担っているところでありまして、この審議会につきましても、委員の皆様から御意見を頂戴し、幅広い人権課題への対応や人権が尊重された行政の推進など、本県の人権施策の一層の推進を図ろうとすることを目的としているものでございます。

皆様の御指導、御支援を引き続きお願い申し上げます。

本日は、委員改選後の初めての開催となりますので、まず、会長及び副会長の選任をしていただきます。

それから、最近、多くの人権に関連する法令が改正・施行されておりますので、このことを踏まえまして、「指針」の「参考資料」の部分の修正、それから、また、現在検討中の「人権に関する県民意識調査」についても、御審議をいただくこととしております。

どうか、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、ここで、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。  
本日、草田委員におかれましては、御出席とお聞きしておりますが、まだ到着されておられません。ですので、現時点では、委員17名中、12名の方が出席されており、過半数を超えています。

よって、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告いたします。

本日は、改選後、はじめての会議でございますので、議事に入ります前に、委員の皆様方を名簿に従って、御紹介申し上げます。

(委員紹介)

事務局 引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事務局 続いて、審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命した幹事の課長でございます。

また、本日はその他、議題に関する課の課長も出席をしております。

氏名はお手元に配付しております出席者名簿のとおりですので、時間の関係上、紹介は省略をさせていただきます。

それでは、議題の審議に先立ちまして、皆様方に御了解いただきたいことがございます。

本審議会は公開を原則としております。

したがって、審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容について録音させていただき、また、会議の写真を撮らせていただきたいと思いますと思いますが、御了承をお願いします。

事務局 それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっております。

しかしながら、本日は、委員改選後、初の審議会であり、会長が選任されておられませんので、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

会長につきましては、審議会規則第4条の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか御推薦がありましたらお願いいたします。

高木委員　今までもずっとやってこられた高田先生にですね、引き続きやっていただくようにお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局　皆様の御賛同をいただきましたので、会長は高田委員さんをお願いすることに決定いたしました。

なお、先ほど申し上げましたとおり、会議の議長は、会長が務めることとなっております。

高田会長さんには、議長席へ移動いただき、今後の議事進行についてよろしく申し上げます。

議長　会長への就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様の御賛同をいただきまして、大変僭越ではございますが、当審議会の会長を引き受けさせていただきます。

円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますが、大変不慣れですので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。座らせていただきます。会議の終了時間が午前11時半の予定となっております。スムーズな審議、有意義な審議につきまして御協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速審議に入りたいと思いますが、議題（1）のうち副会長の選任についてお諮りしたいと思います。副会長は、委員の互選により定めることとされておりますので、どなたか御推薦がありましたらお願いしたいと思います。

山本委員　前任は、確か今村先生だったと思うのですが、人権に関わってはですね、やはり弁護士ですね、鈴木委員さんの方がいいのではないかとということで、鈴木委員さんを推薦したいと思います。

議長　ありがとうございます。

もうひとり、手を挙げていただいておりますので、国兼委員さんの方からも御推薦がありましたらよろしく申し上げます。

国兼委員　これまで副会長を努めてこられた今村委員さんに、是非、引き続き、副会長をしていただきたいと思います。

議長　ありがとうございます。

ただいま、山本委員、国兼委員より、鈴木委員そして今村委員の御推薦がありました。副会長は一人ですので、どちらかにお願いするようになると思いますが。何かほかに、今のことにつきまして意見がありますでしょうか。

特にないようでしたら、拍手をもって、鈴木委員、今村委員につきまして副会長の選考をさせていただきたいと思いますが、最初に山本委員から鈴木委員の御推薦をいただきまして、その次に国兼委員より今村委員を御推薦いただきましたので、その順番でお諮りしたいと思います。

何かこの方法について御異議ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、拍手をもってお諮りしたいと思います。

それでは、先に鈴木委員に副会長をお願いしたいという方は拍手をお願いします。

(拍手あり)

議長 はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、今村委員さんに副会長をお願いしたいという方は拍手をお願いします。

(拍手あり)

議長 はい、ありがとうございます。

私の耳には、今村委員の方の拍手が多かったように思いますので、この場では、今村委員を副会長さんとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、では異議ないということで、副会長を今村委員さんをお願いいたします。

それでは、副会長をお引き受けいただけるにあたりまして、今村委員さんから一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

今村委員 多くの方の推薦をいただいたということで、お引き受けしたいと思います。

副会長の役割というのは会長の補佐ということでございますが、山本委員もおっしゃったように人権のスペシャリストというには、少し十分じゃないかもわかりませんが、十分補佐していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

いま、今村副会長からもありましたように、人権という問題でありますので、是非、鈴木委員さんから積極的なお力添えをいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、さっそく議題(2)の「指針」参考資料に係る修正のうち、ア「人

権関係年表（国内の取組）」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

人権対策 はい、座って説明させていただきます。まず、この議題の提案趣旨を説明さ  
室次長 せていただきます。

前回、平成27年7月の審議会から約2年が経過しまして、この間、人権に関する法律が新たに制定・改正されております。

こうした法律の制定等については、これまでも「山口県人権推進指針」の「人権関係年表」に整理してきたところであり、今回、当該箇所への反映・掲載をお諮りするものでございます。

お手元に「議題」という資料をつけておりますが、その1ページをお開き願います。

議題（2）ア「人権関係年表（国内の取組）」という表が載っていると思います。「指針」の「人権関係年表」の一部を抜粋し、掲載しております。

このたび追加したい箇所に下線を引いております。

平成28年に「女性活躍推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行され、「ストーカー規制法」が改正されております。

それでは、議題の「参考資料」というのが別にあると思いますが、その資料に基づいて、それぞれの法律の概要等について説明をさせていただきたいと思っております。

「参考資料」の1ページをお開き願います。「女性活躍推進法」についてであります。

この法律は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とし、平成28年4月より施行されています。

法律では、国や地方公共団体、常時301人以上の労働者を雇用する民間企業等に対し、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を義務付けています。

県においては、平成28年3月、「第4次山口県男女共同参画基本計画」を策定し、本計画の一部を本法第6条に基づく「都道府県推進計画」として位置付けております。

なお、お手元に「関係法令」という別冊資料も用意しておりますが、そちらの1ページから13ページにこの「女性活躍推進法」に係る、条文及び附帯決議を載せております。ご参照願います。

次に、「参考資料」2ページの「障害者差別解消法」についてでございます。

この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、平成25年6月に公布され、28年4月より施行されました。

行政機関や事業者に対し、障害を理由とする差別的取扱いの禁止を定め、ま

た、行政機関には、社会的障壁を除去するための合理的配慮の義務付け、事業者には、努力義務を課しております。

県の対応としては、平成28年4月より、各県民相談室や障害者支援課、県障害者権利擁護センターに相談窓口を設置したほか、各種普及啓発に努めています。

なお、条文及び附帯決議を関係法令資料の14ページから23ページに掲載しております。

次に、議題参考資料3ページの「ヘイトスピーチ解消法」についてでございます。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組を推進することを目的とし、平成28年6月より施行されました。

国及び地方公共団体の責務を明記するとともに、基本的施策として、相談体制の充実、教育の充実等、啓発活動等の三つを定めております。

県としては、当該法律の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発の一層の充実を図るなど、本県の実情に応じた対応に努めることとしております。

なお、条文及び附帯決議を関係法令資料の24ページから26ページに掲載しております。

次に、議題参考資料4ページの「部落差別解消推進法」についてでございます。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月より施行されました。

法律では、国及び地方公共団体の責務を明記するとともに、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査について定めています。

県の対応としては、今後とも、従前からの人権啓発等の取組を継続していくとともに、法の周知に努めていくこととしております。

なお、条文及び附帯決議を関係法令資料の27ページから28ページに掲載しています。

次に、議題参考資料5ページの「ストーカー規制法」についてでございます。

この法律は、ストーカー行為を処罰する必要な規制と、被害者に対する援助措置等を定めることにより、身体等への危害の発生防止と国民の生活の安全と平穩に資するものとして、平成12年11月より施行されていましたが、昨今の情勢変化に鑑み、平成28年12月より規制対象行為の拡大等を内容とした改正が行われました。

なお、条文については、関係法令資料の29ページから37ページに掲載しております。

事務局といたしましては、以上、五つの法律の施行・改正について、「山口

県人権推進指針」の「人権関係年表（国内の取組）」に加えたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきましたが、説明を受けまして何か御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

はい、山本委員。

山本委員 つまらない質問をしますが、それぞれいま、改正された法律及びその内容について説明があったんですけどね。

県でいえば、所管課とかがわからないとですね、だから少なくとも、それぞれの法律の、指針に反映させるといってもですね、所管課があれば、所管課がどこになるのか教えてください。

人権対策室次長 はい、この法律の所管課でございます。

まず、「女性活躍推進法」については、男女共同参画課でございます。

「障害者差別解消法」につきましては、障害者支援課、

「ヘイトスピーチ解消法」につきましては、国際課、

「部落差別解消推進法」につきましては、人権対策室及び人権教育課、

「ストーカー規制法」については、県警の人身安全対策課でございます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

あの、山本委員さん、よろしいでしょうか。

山本委員 はい、ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありませんでしょうか。

その他、御質問、御意見特にならなければ…。

山本委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

山本委員 あの、説明がありました、「部落差別解消推進法」について、私の意見を少し述べさせていただきたいと思っております。

実はこれ昨年の、御存じない方も多いかと思っておりますが、昨年の5月の国会の会期末に、突如、当時自民党の総務会長の二階さん（今、自民党幹事長ですね）が中心になられて、9人のいわゆる議員の方の、議員提案という形での、会期

末直前でしたから、中身もほとんどわからない、今ありました12月に採決されて、12月16日に公布・施行されたと思うんですが、ほとんどマスコミでは、この法律の中身について触れられていない。

先程女性の、障害者のでもそうですが、女性の分でもかなりページ数ありますよね。法律的には。

しかし、この「部落差別解消推進法」というのは1ページですよ。ただこれだけの法律でもそうだと思うんですが、衆議院と参議院それぞれ附帯決議が付いております。

私は、わたしどもの団体も含めて、全国的な組織もありますから、この法律には反対の立場で各法務委員とかですね、国会、あるいは県選出の国会議員等にも、いわゆる反対の立場、あるいは慎重審議をしてほしい、という内容のメール等を送らせていただきました。

その中身といいますのは、部落差別の解消というふうになっているんですが、この国会審議の中で、いくつか明らかになった点があるのは、部落差別という定義がないんです。例えば女性差別であるとか障害者であるとか、ヘイトスピーチであるとか、という場合には、定義があるんです。ところが、部落差別の定義については、今、国会でいろいろ法務委員会では金田大臣もでておられましたけれども、この委員会は公開されてましたので、当時いわゆるインターネット中継ですべて流れておりました。

衆議院では、日本共産党の清水忠史さん（関西比例区選出だったと思います）が質問をして、そこで出されたのが、いわゆる定義がないんです、部落差別って何ですかという。部落差別という定義が無いのに、何でこういう法律をつくるんですかということ。

中身を見ていただいたら、法文はですね、「関係法令」の27ページに載っておりますが、期限が無い、つまり永久法です。定義がない、それから永久法であることと、それから先程、人権対策室の次長から説明がありました、教育・啓発とか、実態調査、ということはありますけども、じゃあ、ほとんど内容的にはですね、国が、地方に何かしなさいというよりは、国がなんですよ。

じゃあ、国が何か財政措置を伴うような施策をこうしてください、ああしてくださいということはあるのかといたら、これもないんです。国は何もないのに、いわゆる地方公共団体ですね、実態調査をしなさい、あるいは相談体制、人権教育・啓発しなさい、というけども、じゃあ、具体的にはどうするんですか、となると、何もない。

ですから、いま次長からありましたように、「参考資料」でいえば4ページですが、県の対応としては、従前からの人権啓発の取組を継続していくとともに、法の周知に努めていくとなっております。

じゃあ、この法をどういう形で周知するかというのが全く分からない。周知と言ってもいろんな意味がありますよね、例えば「山口県人権推進指針」も県民に広く周知していくということで意識調査もやられて、確か当時19パーセントですよ、ずいぶんやられた、市町村も巻き込んでやられたんですが、しか



し、この法律を、今言ったみたいなの、例えば定義もない、期限もない、しかも財政も伴わない、そして、実態調査をする、実態調査、誰を対象にするんですかという、これも定義はない。県民全体を対象とした意識調査をするんですか、ということになります。後で意識調査の問題については出てくると思いますが、意識調査については、また意見を申し上げたいと思いますが、これでは中身としてよく分かりにくいです。これをどういう形で県は県民に、市町も含めて周知されようとしているのか、全く見えないのでその辺について教えて頂きたい。

むしろ、私たちは、この法律そのものは、当面、この5月に19市町の自治体に要請を行いまして、この法律についてのそれぞれ市町さんのお考えをお示ししたい、あるいは今後の対応をどうされるのか、ということで、要請もしています。ただ、この回答は7月から8月になりますので、まだ、集約はされていません、しかし、これだけの中身をもっているということで、私たちは、反対の運動を起こしてきました。

その結果が、参議院のいわゆる参考人質疑として4人の委員が参考人として出席されました、団体的に言えば、私どもの全国人権連、それから部落解放同盟さん、それから自由同和会の関係ということで、京都の大学の先生、大阪の弁護士の石川元也弁護士さんが、4人がそれぞれの委員からの質問に応じて意見を述べました。

私たちは、基本的には、法律そのものに反対だということで、一般的には、「部落差別解消推進法」と言ってますけども、私たちは「部落差別固定化法」というふうに言っています。結局、期限がないですから、永久にですね、法がなくならない限りこれを続ける、期限が無いわけです。そういう法律を残していいのか。それから山口県のこれまでの同和行政・教育のまとめ、あるいは「山口県人権推進指針」からみても、この法律は必要ないというふうに思います。

あえてこれをするのであれば、もっと根本的な問題から考えなくてはならないんじゃないか、というふうに思います。以上です。

議長 ありがとうございます。山本委員から御意見をいただきましたけど、事務局のほうで何かこれに対する御意見があればお願いいたします。

人権対策室次長 「部落差別解消推進法」が昨年12月に施行されて、現時点では、国から自治体に対しまして、具体的な対応方針等は示されておられません。

県としましては、国からの情報提供を受けて、適切に対応する考えでございますけれども、まずは、この法律ができたという、この部分を周知するところから始めていきたいというふうに考えております。

議長 ありがとうございます。県の対応ということで資料のほうにも記載していただきましたけど、そのへんについての周知をどのようにするかという御質問

もありましたけど、それはまた後ほどの、また調査等でも議論として出てくる可能性もございます。

一応、このことにつきましては、山本委員さん、これでよろしいでしょうか。

山本委員 はい。

議長 はい、ありがとうございます。

そのほかに、御質問、御意見等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、次に、イ「委員名簿」について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

人権対策 はい、この議題の提案趣旨から説明させていただきます。

室次長 これも同じく、前回の審議会から2年が経過しまして、この間、委員の交代等がございました。

このため、「山口県人権推進指針」の「参考資料」として掲載しております「審議会委員名簿」を修正したい、というものでございます。

「議題」の資料の2ページ、議題（2）イ「山口県人権施策推進審議会委員名簿」というのが、2ページ、3ページにわたって掲載しておりますが、追加・変更したい箇所に下線を引いております。

なお、退任委員の方の役職名は、当時のものとなっております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの「参考資料」の「審議会委員名簿」について、事務局に説明をいただきましたが、今の事務局の説明につきまして、何か御質問・御意見等ありますでしょうか。

山本委員 はい。

議長 では、山本委員さん。

山本委員 これは、おそらく概要版じゃなくて、本編だと思いますが、本編であれば、今年度か、来年度になるか分からないのですが、本編資料として添付されるということであれば、「指針」は、どのくらいの部数を印刷する予定なのか。

部数と、配付方法等をお知らせいただきたい。

議長 はい、事務局の方で。

人権対策 実はまだ「指針」の在庫がございます。まずは、在庫を優先して使っていきたいのですが、それが少なくなってきた頃を見計らって、新しい版ということ

で、印刷にかけるんですが、部数については今何部ということは申し上げることはできませんけれども、また今後も逐次、印刷の変更が生じてくることも予想されますので、その辺を見ながら、次の版の印刷の必要性等も見ながら、検討していきたいと思います。

議長 ありがとうございます。山本委員、いまのところよろしいでしょうか。

山本委員 はい。

直接この指針に関わるかどうかかわからないですが、みなさん村岡知事が作られたチャレンジプランご存知でしょうか。

2017年でしたかね、県政の運営指針ということで厚い指針を作成されました。

かなり厚いものですが、そこには、「山口県人権推進指針」は出てきません。

出てくるのは、187ページ、1行出てきます。1行出てきますが、いわゆるキーワードの三つで、総合的に人権に関する施策を推進しますという文言だけです。わずか1行です。「指針」の名前すら出てこない。

すでにもう今年がおそらく3年目で、最終年度だと思うんですが、それとの関係で、いったい、県としてはどうお考えになっておられるのか。それに対するこれまでの取組についても、県としてのお考えをお示しいただきたい。

議長 事務局の方で、何か説明があれば。

人権対策 おっしゃるとおり、チャレンジプランについては最終年度でございます。

室次長 この「山口県人権推進指針」については、人権に関する取組を総合的に進めるための基本指針ですが、ある意味県政すべてにいきわたるものと思います。

チャレンジプランに、たしかに、直接出てくるところは、少ないわけですが、この「指針」に出てくる基本理念等は当然県としてはしっかり踏まえて様々な施策を推進しているところというふうに理解しております。

人権対策 「人権推進指針」は、精神的なものがあります。その部分について、チャレンジプランの中で、地域で人々が活躍する社会を作っていこうと、そうした個別の施策等に「人権推進指針」の趣旨・精神が、十分反映できているものと考えております。

他方、チャレンジプランの中に「指針」自体を記載していない、というのは山本委員のおっしゃるとおりでございます。

議長 ありがとうございます。山本委員よろしいでしょうか。

山本委員 いいですか。

それではね、矛盾すると思うんですよ、私は。たとえば、みなさん「指針」をお配りになっておられると思うんですが、「指針」の6ページ、「私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が存在しています。」。したがって、憲法に定めるいろんな権利が存在している、その上で、そういう基本理念のもとで、この「指針」は策定されました。ということであれば、本来であれば、私の個人的意見ですが、これは同和対策の関連で、環境生活になっていますが、たとえば、男女共同参画は、前は違いましたよね、総合政策的なところから出発したんじゃないんですか。担当が。市町も大体そうじゃないですかね。総務部とか企画とかが中心となって大体作られています。

ところがですね、ここでさきほど女性問題は男女共同参画課だと言っていますが、私が住んでいる下関の場合は、人権・男女共同参画課です。山陽小野田も同じような名前です。宇部市もそうなんです。急に変わったんです、これ。

一応、男女共同参画の基本計画ができたから、とかいうことで、人権と男女を一緒にくっつけて、同じ部屋にあるんですね、大体。

県の場合は別です。ちゃんと、分かれてます。だから男女共同参画は男女共同参画でやられるんです。

ところが、下関みたいな人口が県でいったら、人口が5分の1近い、あんな大きな組織で、いくら訂正を求めても、やめません。

宇部市も、それまで人権推進課だったのが、長い名称に変わりました。山陽小野田もここ何年かです。なぜそういうふうになるのかな、逆にそう思いですね。だから、憲法に基づくということであれば、本来、根本的な問題である、これはもう、知事のお考えだと思いますが、県政の基本に据えるのが、例えば県の職員だとか業務だとか、すべてこの人権に関わるところに関わっているんですよ、と言われているんですからね、この「指針」では。であれば、本来これが、県政の中心にならないと私はおかしいと思う。

環境生活が悪いというわけじゃないんですけど、本来違うところで、部署の一番大事な部分として、位置づけるべきではないか、というのが私の考えです。

議長 ありがとうございます。山本委員さんからいろいろ貴重な御意見をいただいておりますけれども、他の委員さんからも何か御質問等ありましたら。

特にないでしょうか。

事務局の方で、このことにつきまして、何か御意見等ありましたら、この「参考資料」、「審議会委員会名簿」について、というところで何かありますでしょうか。また他の委員さんからも修正点等ありましたら、適切な形で修正を行う方が良くと思いますが、何かありましたらお願いします。

人権対策 はい、私どもの環境生活部、人権行政の総合調整を担っております。

室長 そうした中で、今、山本委員さんがおっしゃられたような基本的な人権を、

しっかり決まりを守っていく、そういう県の総合調整を担う立場として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長 はい、ありがとうございます。大変貴重な意見をいただきました。その意見を踏まえまして、適切な修正等、表現等を事務局の方をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

この議題につきましては、よろしいでしょうか。よろしければ次の議題の方に移りたいと思います。特に御意見ないようでしたら、それでは議題（３）「人権に関する県民意識調査」について、事務局の方から御説明をお願いします。

人権対策 お手元の議題資料の最終ページ、４ページをお願いいたします。

室次長 まず、趣旨ですが、今後の人権諸施策を効果的に推進する上での基礎資料として活用するため、県民の人権に関する意識調査を実施するというものであります。

調査内容の案についてですが、まず実施時期については、前回調査（平成２０年度）から１０年が経過する平成３０年度を目途としております。

調査方法については、前回調査を基本としながら効率的に実施することとし、前回同様、県内に居住される方を対象として無作為抽出し、書面を郵送しての無記名アンケート調査とする考えであります。

調査項目については、経年変化等を把握する観点から、基本的人権に関する認識など人権一般、それから「指針」本編資料に掲げる各分野別施策に係る課題認識、人権教育・啓発の取組など県の人権諸施策に対する意見など、前回調査で設定した項目をベースに、今後、十分検討し、具体化を図っていきたいと考えております。

次に、参考として、まず、前回調査（平成２０年度の意識調査）の概要について御説明いたします。

「参考資料」の方の６ページをお願いいたします。

平成２０年度「人権に関する県民意識調査」（山口県）の概要というところであり、前回調査の調査対象は２０歳以上の県民、対象者数は４，０００人、有効回答は２，２９３人、有効回収率は５７．７％です。

調査項目は、全２５問のうち、人権について９問、人権の個別分野ごとの課題１３問、人権教育・啓発の取組３問となっております。

つぎに、その隣の７ページ、国の取組ということで、平成２４年度「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）の概要というところがございます。

国（内閣府）におきましては、この「人権擁護に関する世論調査」を定期的に５年周期で実施しておりまして、直近では、平成２４年度に実施しています。

調査対象は全国２０歳以上の日本国籍を有する者、対象者数は３，０００人、有効回答は１，８６４人、有効回収率は６２．１％となっております。

調査項目は、全２２問のうち、人権問題について４問、主な人権課題に関する意識について１６問、人権課題の解決のための方策について２問となってい

ます。

次に、この議題参考資料の 8 ページをご覧くださいと思います。

国及び 39 都府県の平均、山口県の状況を比較したものです。

他の都府県でも、多くが定期的（5～10 年周期）に調査を実施しており、調査項目については、概ね国の調査に準拠した内容となっています。

特徴としては、国及び他都府県では、定期的に調査することにより、経年変化の把握に努めております。

一方、山口県では、「山口県人権推進指針」に関する質問が含まれていることと、調査項目の構成については国の調査に準拠していることが特徴となっております。

なお、その他の参考資料ということで、本県の前回調査の報告書の概要版、それからホチキス止めの調査票の方も添付させていただいております。

以上、総合的に事情を勘案し、山口県においても、前回調査から 10 年が経過する平成 30 年度を目途に、県民の人権に関する意識調査を実施したいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から御説明いただきましたが、この件につきまして、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

鈴木委員 今回、県民意識調査を実施するおつもりということで、これが報告されているかと思うのですが、いくつか質問がありまして、まず平成 20 年の時の調査内容自体は国の調査項目に準拠しているということなんですけれども、としますと他県との比較や分析ということはされているのでしょうか。

例えばこの概要版の 3 ページを見ますと関心のある基本的人権でなかなか人権について、県民の中で認識している率が非常に低いなど私は感じて見ていたのですが、特に教育を受ける権利以下が、全く、30%もいかないというのが正直、私これを見たとき衝撃的だったんですが、それはなぜなのかとかそれを分析し、それを施策に具体的に生かしてきたのか、それとも意識調査で終わってしまっていたのかということは振り返りは必要なのではないかなと。

そして今回これからするのであれば、やはり税金を使って調査するわけですから、今度結果をどう使うように意識していくのかという目標も立てておかないと、調査項目を他県とも比較し、そして県民のためにどのような施策をさらにつなげていくのか、分析を誰に依頼するのかとかですね、何かそういった作業プロセスを見据えたいうえで取りかかった方がいいのではないかなと感じましたので、この意識調査について、今どのような取組として考えておられるのか教えてください。

議長 ありがとうございます。御意見いただきましたけども、事務局の方で。

人権対策 大変、貴重な意見ありがとうございます。  
室次長 まず、他県との比較分析というところでございますけれども、細かい分析まではしておりませんで、当然今後この意識調査をする前段としてその分析が必要かなと思っております。  
この意識調査を進めるに当たりましては、委員から御指摘をいただいたことを踏まえて、今後しっかり検討していきたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。

人権対策 補足です。今、次長が言いましたように、他県との比較は、やっております  
室次長 ん。アンケート調査については、県の中でクロス集計といたしまして、地域別の動向とか、年齢別の動向等についてはかなり詳しく調べております。  
アンケートをするからには成果を、目標を持って、ということをおっしゃいました、そのように考えております。  
その中で項目・方法等は前回が参考になりますから、そうした中で山口県の県民の思いとかをつかんでいくので、ある程度国の項目を参考にしながら進めるのが良いじゃないかなというふうにも考えております。

議 長 ありがとうございます。

鈴木委員 ありがとうございます。一点質問ですが、内閣府が、例えば各都道府県の調査結果を集積して、独自に分析しているということはあるんでしょうか。

人権対策 内閣府からそのような照会は受けておりません。  
室次長

鈴木委員 もう一点だけ。他県との比較などを私が申し上げているのはですね、一からわが県での人権の周知啓発の施策を考えだすのはやはり大変なことなので、他県でより効果的な施策を生み出している地域があるかもしれないので、そういった参考になるような情報を拾ってくる観点からも、比較をしながらなぜここはうまくいっているのかそれはなぜなのか、とかそのような分析をするとか、きっかけにはなると思うんですね、といったところで、うちの県だけ見ていてもしょうがないのではないかなと思いましたが、意見を申し上げました。

議 長 貴重な意見ありがとうございます。

山本委員 基本的には私も鈴木委員さんの御指摘は当たっていると思っております。  
ただ、他県の状況で、というのはいろいろあると思うんです。正直言いました、運動団体との関わりの中で、設問が誘導されるような中身になる場合もあるわけです。じゃあ、どっかの大学の先生に、そういう意識調査をしてもらう

か、ということもあります。ただ、前回は私たちもずいぶん意見を申し上げました。こういうふうにするべきじゃないか、（さらに、前回は、県内をブロック別に分けまして、確か8地区だったと思います、いや、それは違いました。）県内の各市町にも県と同じ質問要旨でそれぞれ多分その市町によって状況は違うと思いますが、県が把握すると大体4,000ですから、市町によっては人口の多い少ないで、非常にアンバランスになるので、それぞれ市町に一定部数、例えばなにに町が大体町民の意識を把握するにはこのくらい要るだろうな、という部分をいわゆる無作為で抽出してもらって、その市町で同じように調査をしてもらった。

その結果をそれぞれ出せば、ある程度県との比較ができるんじゃないか、ということでそれもやってもらったんです。

それで今回もそれをやられるのか、やられるのであれば、おそらくもう一回審議会が開かれるのでしょうか、ではいつごろ、どういう形で、案も含めてですね、出されるのか。その予定が全く無いので、その辺が心配です。

それから、実はこれ3月に報告書が出てますが、ちょっと古いですが、毎日新聞が4月4日にね、この意識調査についての評論を出してるんです。少し読み上げます。もっとも関心のあるのが自由権が73%で、以下平等権64%、生存権58%、抽象的な権利が続いたと言われるんですが、一方、もっとも低かったのが、裁判を受ける権利が3%で、団体交渉や団体行動に行こうとする権利6%、政治に参加する権利14%なんです、この結果にですね、山口地裁の総務課は聞き方で数字は変わる、コメントは控えたいが、決して高い関心とは言えないと、いわゆる危機感を募らせると。

県選管もですね、政治に参加と聞かれると政治家になるような印象を持つのではないかと、積極的な理由ではなくても、選挙に行く人は多く、設問が必ずしも厳密でないのでは、というふうに指摘をされている、ということで、今回の人権調査では、人権を侵害されたことがあると答えた人が21%に上り、警察官による不当な扱いが10%、セクハラ・ストーカーが9%、インターネットの人権侵害が2%に上った、と書いてあります。。

また、さっきの「部落差別法」の中で、最近インターネットの書き込みが非常に問題になっていますが、関連して教えてもらえるといいのですが、県内のインターネットによる人権侵害等を、県がどのくらい把握されているのか、あるいは今日法務局の方が来ておられないので分からないのですが、県内の差別事件というのはどういうふうにあるのか、いろいろありましたね、ストーカーも含めて女性の問題、障害者の問題、たくさんあります。こういったことがどの程度実際起こっているのか、あの法律が言うように厳しいという認識なのかどうなのか、ある程度審議会の中で、今、現状はやっぱ厳しいですね、というふうなのが大概の意見なのか、どうなのか、私せつかくの審議会ですから、共通認識を持った方が良いのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。次期審議会の開催の予定で、事務局の方でお考えが



あれば、教えて頂きたいと思いますし、またインターネット、あるいはそういう差別事案が県内でどのくらいあるのか、データとしてお示しいただけるものがあるのであればこの場で御説明頂きたいと思います。事務局の方で何かありますでしょうか。

人権対策  
室次長　　まず、次期審議会の件ですが、県民意識調査につきましては、本日この審議会で今後の実施の方向性ということで審議をいただきたいということでお諮りしているわけですが、調査方法や項目数、項目内容など、具体的な内容については基本的に前回調査をベースにして、まず事務局の方で十分検討させていただきたい、と考えております。

その検討に当たっては、本日いただいた御意見をまずしっかり踏まえること、それから今年度実施予定の国の意識調査も参考にしながら進めたいと考えておりまして、結果については次回の審議会で御報告することになりますが、時期についてはまだ具体的なものは今持ち合わせておりません。

議　　長　　時期については次回ということで、はっきりした日程まではということで。次はインターネット等の差別事案の情報がもしあれば。

人権対策  
室長　　県が独自につかんでいるのはありませんが、法務局の方が人権侵犯事案ということで公表している資料があります。そうした中で、平成28年度に県内全体で約300件ほど人権侵犯事案が認められ、そのうちインターネットが12件です。同和関係が5件になっています、その他セクシャルハラスメントが12件、ストーカーが3件、多いのが学校のいじめや家庭内での虐待が100件あります。データとしてはそのような状況でございます。

議　　長　　ありがとうございます。今からはインターネットの問題、あるいはハラスメントの問題、非常に重要な問題になってくるだろうと思います。  
ほかの委員の方で何かこの調査に関しまして御意見等ありましたら。

小林委員　　小林でございます。前回、平成20年に、20年度に実施されたということなんですけれども、実は私、人権擁護委員もしております、毎年中学生に人権作文を書いていただくんですね、夏休みの課題として。で、出てくるわけなんですけど、やはり子どもたちがこの人権に関する意識が非常に低いのではないかとこのように思うわけなんです。

そういったことから今、対象年齢が20歳というふうになっておりますけれども、この対象年齢をもう少し下げることが可能なのかどうか、経年的な変化をみるのであれば、なかなか年齢、変えるということは難しいのかもしれませんが、やはり子どもたちからも人権意識を持っていただきたい、というふうなことから考えますと、この調査も対象年齢を少し下げてみてはどうかということなんです。

先程、担当の方からもお話しがありましたように、いじめに関する、私たちも相談をたくさん受けます。やはり、今、子どもたちも、苦しんでいる子どもたちがたくさんいるわけなんですね。

まあ、そういった人権に関わることについてもう少し理解を深めるということからしても、この対象年齢を下げるべきではないか、こういった調査をすることによって普及啓発の意味合いもあると思いますので、そのあたりを御検討いただいたらと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。小林委員さんの方から現場での貴重な御意見をいただきました。

私も文科省のいじめの協議会の委員をしております、来週また文科省に行きますが、20歳を対象にということで、実施方向になってはいますが、その辺も、今の貴重な御意見も含めて、また事務局の方で御検討いただくということでお願いしたいというふうに思っています。

人権対策室長 はい、選挙年齢の引下げ等もありますから、それも含めて検討させていただきます。

議長 よろしくお願ひします。そのほか、委員の皆さんで、御意見ありませんでしょうか。

はい、じゃあ、田中委員さん、お願ひします。

田中委員 今回初めてで、全然よくわかってないんですけども、ここに来る前にこの県民の意識調査、過去にされた物を見た時に、単純にちょっと疑問に思ったところが一つ、一箇所ありまして、一番最後の方のページにですね、今後、「山口県人権推進指針」に盛り込むべき人権課題というところの問題、一番最後の問題ですね、問題としては、問いとしては。そこで環境に関する問題という選択肢があると思うんですけども、割とほかのことに関しては、何ていうか、普通の県民が質問された時にわかりやすい文言で書かれているんですが、環境に関する問題という言葉に関しては、私はハード面・ソフト面、色々人によって捉え方があるので、そこは、その、どういう意図での環境なのかを明確にされた方が、問われた人はわかりやすいのかなと、ちょっと思いました。

多分これからいろんなことを熟慮されていかれると思いますが。

議長 ありがとうございます。環境についてということで、御指摘を受けましたが、何か事務局の方でこのことに関して何かお考えがあれば。

人権対策室次長 確かに、おっしゃるように、環境に関する問題という言葉だけであれば、いろんな捉え方があるとは思いますが。

この20年度の意識調査をする時は、この「人権推進指針」を改定する一つ

の基礎資料という側面がありましたので、この設問が設けられたものと思いますが、現在、環境問題という部分で「人権推進指針」の中にも盛り込まれているところがあります。

やはり、県民の方の意識が高い分野ということで、大気汚染、水環境の保全、ゴミのリサイクルの推進などなど、そういった環境問題も重要な人権問題であるということで、ここへ盛り込まれたものというふうに考えております。

議 長 そうですね。時代的な背景もあると思いますし、今でしたら温暖化がかなり中心的に言われるのではないかという予測も立ちますけど、どちらにしてもその辺のとも含めていただいて、事務局の方でまた調整していただければいいというふうに思います。

そのほかの委員さんの方から何か。

では、金委員さんの方から。

金 委員 この調査項目の設計について伺いたいのですが、前回の調査の結果から追加なり修正なりした、そういった項目設計があるのかということと、そして前回の調査実施過程で対象者からのいろんな指摘なり結果についての意見があったかと思うんですが、そのようなことが今回の調査実施において反映された内容とかがありましたら教えていただきたいと思います。

人権対策 意識調査の項目については、まだ全く詳細は決めておりません。

室次長 本日、この意識調査を今後実施したいということと、まず今日はお諮りしております。

今後、国が今年度実施するであろう意識調査ですとか、やはり経年変化をみるという視点に加えて、昨今の情勢変化など、新たな視点も加えていろいろな角度から検討する必要があると思っております。

今後、十分検討させていただきたいと思っております。

議 長 はい、ありがとうございました。各委員さんから、大変、貴重な様々な視点からのご意見をいただきました。これを踏まえまして、この人権調査について改めて実施の方向で何か、しない方がいいなり、意見があればお願いしたいと思っておりますけど、お聞きしている限りでは実施の方向で異議なしということではないのかなというふうに思っておりますが、あと、具体的な質問項目、あるいは実施の方法等につきましては、皆様方から貴重な意見をいただきましたので、それを参考にさせていただきながら、意見を踏まえて事務局の方である程度の方角を検討していただきたいと、いうふうに思いますが、審議会としてはそういうふうに、事務局の方に一任したいということとよろしいでしょうか。

では異議なしということで、調査につきましては、人権に関する県民意識調査を実施すると、また、細かい事につきましては、事務局の方で更なる検討をしていただいて有意義な調査にさせていただく、ということにさせていただいた

いというふうに思います。

次の議題に移りたいと思いますが、議題（４）「その他」に移りたいと思います。事務局の方から何かあればお願いいたします。

人権対策 はい、一点だけ、「人権ふれあいフェスティバル」のお知らせをさせていただきたいので、ちょっと、資料を配らせていただきたいと思います。

人権対策 時間があるので、あの、草田委員さん、自己紹介、御紹介を。  
室長

草田委員 皆様方、すみません、時間を、私、間違えてまいりまして、ちょっと遅刻をしてしまいました。今日の会議は、皆様方の意見を今伺って、私も同感と思うところも多々あるので、これからの県民の意識調査に反映させていただきたいと思います。私自身は山口県人権擁護委員連合会の会長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

人権対策 ありがとうございます。  
室長

議 長 ありがとうございます。それでは、資料も配布していただきましたので、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

人権対策 はい、今、お配りしたちらしは、現在まだ校正中でありまして、後日、正式に刷り上がった物を付けまして、委員の皆様には改めて御案内させていただくこととしております。

ここにありますように、今年のフェスティバルは8月19日、土曜日、周南市文化会館において開催いたします。当日は山口県出身の俳優、藤田三保子さんによる講演及びシャンソンコンサートなど、どなたにも親しみやすい内容となるように予定しております。委員の皆様方におかれましては、お忙しいかとは存じますが、御都合の許します限り御参加いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。フェスティバルについてご説明をいただきました。申し訳ないんですが私、藤田さんという方を存じておりませんが、ぜひ多くの方が参加いただける、というふうに。  
そのほかに、何か、ありますでしょうか。

人権対策 鈴木委員の方から、あの。  
室次長

鈴木委員 すみません、今、資料を配っていただいているんですけども、「山口県人権推進指針」について、内容についてですね、あの、修正というか、改正をしていただきたい点を、御提案というか、頭出しの御提案をしたいと思ひまして、時間を少しいただきたいと思ひます。

皆様のお手元にある「山口県人権推進指針」の中で、30ページにある性同一性障害の問題ということで一つ挙がっているんですけども、これがですね、性的少数者、セクシュアルマイノリティ、LGBTともいろいろ言われますけども、セクシュアルマイノリティの一つのカテゴリに該当する方の人権課題として挙がっていて、それは、性同一性障害者の性別に取扱いに関する特例法ができたということのを契機としているので、最初はこういった狭いところから扱うものだろうとは思ってはいたんですけども、やはり私も弁護士の業務をしながらですね、実際、性同一性障害であるということのを、その、子供がですね、自分自身で自覚していくって、結構時間がかかってくるんですね。

で、診断書が出てくるまで、すぐ出る方もいれば、なかなか出ない方もいて、その間は自分が同性愛者ではないかと悩まれる方もおられて、その間に自分のセクシュアリティに関して本当に凄惨ないじめを受け、なかなか周りの大人には理解してもらえないということで、社会から承認されないということで、キャリアも積めない人生になっていくなど、かなり苦勞されている方がいらっしゃるということに、私も気が付きました、それで意見書をですね、5月31日付けで作成したものを皆さんのお手元に配布させていただいたんですけども、性同一性障害の問題に書けるものではなくて、セクシュアルマイノリティ、日本語で書けば性的少数者、一般の問題として人権課題を捉えた方が、より県民のための人権施策につながると思ひましたので、その、再構成していただきたいということで、審議会の議題の一つに、次回以降になると思ひんですけど、お諮りしていただきたいと思ひまして出しました。

一応、他県どうなっているのかというのは、資料の2枚目に付けているんですけども、これ、LGBT法連合会というセクシュアルマイノリティの取り巻く法的問題について色々情報を集約している団体がありまして、そこから作成した物なんですけども、資料1の男女共同参画の方から始まっていますが、中盤、半分から下からですね、各県の人権施策の推進のための基本方針に、どういうふうな形で使用されているものがあるのか、というのが取り上げられているのがあります。まだ性同一性障害であがっているものもありますが、しだいに性的マイノリティとか、性的少数者とか、いろんなもう少し包含的な概念で表記されている例が増え始めておりますので、わが県でもですね、ぜひ検討していただければな、と思ひましたのでよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。大変タイムリーで、私、本業がカウンセラーで、カウンセラーも25年ぐらいやっておりますけど、そういうカウンセラーとしても、今、御提案いただきました御意見につきましては、大変、実感としてですね、感じております。

ただ、ほんと大変デリケートな問題ですし、そういうカミングアウトをどうするか、あるいはされた者の方の配慮ですね、いろいろそういうことを親友から聞いた者の配慮、アウティングの問題とか非常に重要な要素を含んでいる問題ですし、また、非常にデリケートで難しい問題であろうと思いますが、貴重な御提案をいただいたということ、この問題につきましては今度調査の事も含めまして、こういう視点からも検討してほしいということと、次回、また、より深く検討していただくという問題提起ということによろしいでしょうか。

鈴木委員 はい、そのとおりです。

議長 はい、ありがとうございました。是非、事務局の方で、また他県あるいは国の方向性等も確認していただきながら、また、現場のそういう苦しんでいる子どもたちの、また、人たちの思いを理解していただいて、ぜひ、ここにある「指針」に反映させていただけるといいのではないかなというふうに、議長として思っております。

そのほか、ありますでしょうか。特に無いようでしたら、大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、質疑も出尽くしましたので、本日の会議を終了したいというふうに思います。委員の皆様方から、大変貴重な、活発な御意見をいただきまして、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局の方にマイクをお返しします。

環境生活 それでは終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

部長 高田会長さんにおかれましては円滑な議事進行をいただきまして誠にありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても大変熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本日いただきました貴重な御意見とか御提言、これはしっかりと我々事務局も受け止めましてですね、今後一層、「人権指針」に基づいた人権行政の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導、御協力をお願いを申し上げまして終わりのあいさつと致します。

本日は大変ありがとうございました。